
<http://www.incadat.com/> ref.: HC/E/USf 306

[30/08/1999; United States District Court for the District of Colorado; First Instance]

Morris v. Morris, 55 F. Supp. 2d 1156 (D. Colo., Aug. 30, 1999)

コロラド州連邦地方裁判所

1999年8月30日

判事：Babock

S (未成年の子) に関する S.Morris (原告/申立人) 対 G.Morris (被告/被申立人) の申立て

事実の解明ならびに法の結論、命令

本訴訟は、1980年「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する(1980年ハーグ)条約」、連邦官報 51 巻 10494 頁 (以下、「条約」)、ならびに条約を実施するための連邦法「国際的な子の奪取救済法 (International Child Abduction Remedies Act) (Public Law 100-300 at 42 U.S.C. S. 11601 以下) に従うものである。私が受けたのは、条約に基づき未成年の子 S (以下、「子」) のスイスへの返還を求める申立人 S.M. (以下、「母親」) の訴えである。本件は 1999 年 8 月 23 日および 24 日に審問した。私は証人による証言および法廷弁護士の弁論を聞き、証拠をすべて吟味した。以下に説明する理由のため、ならびに条約に従い、コロラド州を子の「常居所」とし、訴えを不受理とする。条約および条約実施のため連邦法により、本裁判所が当事者および本件の事案の裁判権を受けた。

I.

母親と被申立人 (以下、「父親」) は、1989 年にドイツのミュンヘンで出会った。1990 年 6 月から 1998 年 8 月まで、二人は米国で同居していた。婚姻は 1994 年 5 月 27 日にアイルランドで結んでいる。結婚による一人の子が、1997 年 4 月 1 日に生まれた (被告の別紙 A6)。当該子はコロラド州デンバーのポーター・ホスピタルで生まれ、米国、アイルランド、ドイツの市民権を有する。

父親は 18 年間米国に住み、帰化による市民権取得者である。彼はアイルランドの国民でもある。母親はドイツ国民であり、彼女の両親と叔母はドイツに居住する。母親、父親、未成年の子はいずれも、スイスの市民権およびスイスのパスポートを持たない。母親と父親は、婚姻中に米国とコロラド州の納税申告を行った。さらに母親と父親はそれぞれコロラド州の運転免許証を保持し、父親はコロラド州の登録有権者である。

父親は 1991 年よりステート・カレッジ・オブ・デンバー（以下、「*」）で教授を務めている。現在は終身在職権のある正教授である。1997 年 12 月、彼は 10 か月間のサバティカル休暇を申請、取得し、1998 年 10 月から 1999 年 3 月までスイスのバーゼル大学で 1 学期間客員教員に任命された（被告の別紙 A9）。サバティカル休暇をとるにあたり、父親は*と、帰国後は通常の教員としての役職を再開することに同意する契約に署名した（被告の別紙 A12）。父親がスイスでの教職から戻らない場合は、休暇中に受け取るはずの部分的給与を*に払い戻すことに同意した（被告の別紙 A12）。

母親と父親はコロラド州を出る前に家を買った。二人は帰国後に、さらに大きな家を買うつもりだった。両当事者の家具およびその他家庭用品はデンバーに保管された。母親はデンバーの雇用主**に対する手紙の中で、彼女と父親が 1999 年 8 月にコロラド州に戻る際は、同じ役職に復帰するつもりであることを記している。

「残念ながら 7 月 20 日をもって、投資家サービス担当の役職を辞職いたします。私の夫は、現在所属する研究機関からサバティカル休暇を取り、その間、海外での役職を引き受けました。

**での勤務を満喫させていただいたこともあり、1999 年 8 月にデンバーに戻る際は、同じ役職に復帰する機会を与えてくださると幸いです」

（被告の別紙 Q）

両当事者がスイスに向けて出発したとき、父親はサバティカルの終了時に妻と子と共にコロラド州に戻る意志を固めていた。彼は、母親もコロラド州に戻り、家を購入し、仕事を再開するつもりであると信じて疑わなかった。だが、母親は裁判での証言および宣誓供述書の中で、コロラド州を出るとき、**の雇用主

に手紙を書き、復帰の意図を表明したが、コロラド州に滞在する確かな意図はなかったと証言している。彼女は、引き返せない状況をつくることはせず、常にチャンスを見逃さないようにしていると説明した。彼女の証言は、その手紙が固い決心を表明するものだとは考えていなかったとの旨である。私は彼女の証言が信頼のおけるものだとは思わない。むしろ、両当事者がコロラド州からスイスに出発したとき、二人とも子連れでコロラド州に戻る意図を共有し、そのように決定していたと考え、断定する。

スイスでは、居住者用労働許可を取得するために、バーゼル大学が父親に代わり、必要書類の記入を行った。労働許可は1999年3月まで有効であった。父親はバーゼル大学でも欧州の他の地域でも、常勤の正規職員としての職に申し込むことも、その追求を意図することもなかった。スイスにいる間、父親は*と、1999年秋学期の教職に関する書類作成を終えた。彼は1998年の年次評価文書、および1999年の指導、研究、業務目標を*に提出した。また、*の職員全員に義務付けられている5か年総合開発計画も提出した。さらに、父親は*の同僚であり、本審問の証人であるH教授とEメールで次の秋学期に教える科目について連絡をとっていた（被告の別紙A34）。

父親は1999年4月1日から1999年7月1日までオーストリアのゲストハウスを3か月契約で賃貸した。これは両当事者が1999年3月31日にサバティカルが終了した後に休暇を過ごすつもりであったためである。オーストリアの後、アイルランドに渡り、その後、米国に戻り、父親は*にて教員としての任務を再開するつもりであった。

1998年11月、二人の婚姻関係が不安定になり始め、母親はオーストラリアでの休暇にあまり関心を寄せなくなった。父親は、コロラド州に戻るつもりなのかどうかを母親に尋ねた。彼女の答えは「わからない」であった。父親は裁判で、この曖昧な回答を、コロラド州に戻るという以前決着した計画と合わせて提示したとき、彼女は欧州に滞在する決意をすでに固めているものと思われたと証言した。彼の憶測は、スイスで子の託児を行っていたFrau Habeggerの証言によっても裏付けられている。ハベガーは、宣誓供述書の中で、1999年1月に、母親より子と共に1999年夏にドイツに移住するつもりであるとの話を聞いたことを明らかにした。

Q：M夫人と1999年1月に交わしたこの会話について、具体的に何を話していたのかを教えてください。

A : M 夫人は結婚がうまくっていないと私に話し、別れる可能性が高いと言っていました。また、ドイツに行きたいとも話していました。夏にドイツへ、です。

Q : Frau Habegger さん、S.M.から結婚がうまくいないことは秘密にするよう言われましたか。

A : 彼女の同僚にはこの話をしないように頼まれました。

(被告の別紙 N、22、23 頁)。1992 年 2 月 7 日、父親に無断で、また父親の同意を得ずに、母親はスイスにある二人のアパートの賃貸契約を 1999 年末まで延長した。

父親は裁判で、母親が子を欧州に留める計画であるという直感に基づき、ついに行動をとることを決意した点を立証した。1999 年 2 月 21 日、バーゼル大学との契約に基づく客員教員としての任務が満了し、父親は母親に無断で子を連れてコロラド州に戻った。母親は連れ去りがあった当時、スイスを旅行中であった。1999 年 2 月 22 日、旅行から戻った母親は、子の監護権を求めてスイスの裁判所に監護に関する一方的 (ex parte) 申立てを行った。スイスでは、法的親権保持者から未成年者を遠ざけたとして、父親に対し逮捕状が発行された (被告の別紙 T)。1999 年 2 月 22 日、父親はコロラド州アラパホ郡地方裁判所にて、婚姻関係解消の申立てを行い、未成年の子の監護権を求めた。母親は 1999 年 2 月 23 日、スイスの法律に基づき、スイスで召喚状の送達を受けた。続いて母親は 1999 年 2 月 24 日にスイスの裁判所で離婚を申請した。コロラド州とスイスで取られた監護権の訴えはどちらもハーグ条約に基づく訴訟が解決するまで本裁判所によって停止されている。

II.

当職は条約のもと、子が締約国に不法に連れ去られたときは、子を速やかに常居所に返還する義務がある。条約の目的は、「いずれかの締約国に不法に連れ去られ、又は留置されている子の迅速な返還を確保すること」、ならびに、「一の締約国の法令に基づく監護の権利又は接触の権利が他の締約国において効果的に尊重されることを確保すること」と記されている (ハーグ条約第 1 条 a、b)。スイスと米国はどちらもハーグ条約の締約国である。

条約第 19 条に従い、当職は監護の本案について、判決を下す力はない。むしろ、問題は、監護権を最終的にスイスとコロラド州のどちらで審理するかである。これについて、条約第 3 条のもと、子の連れ去りまたは留置は以下に該当する場合に「不法」とされる。

- a. 当該連れ去り又は当該留置の直前に当該子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人が有する監護の権利を侵害していること
- b. 連れ去り若しくは留置の時に a に規定する監護の権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたこと又は当該連れ去り若しくは当該留置がなかったならば当該権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたであろうこと。

本件では (1) 未成年の子 S が、連れ去りまたは留置の直前にスイスを「常居所」としていたのか、またはコロラド州を「常居所」としていたのか、(2) 母親は、当該常居所の法律に基づき、連れ去りまたは留置の時に法律によって認められた監護の権利を有していたのか、という二つの問題が挙げられる。これについては、フリードリヒ対フリードリヒ [Friedrich v. Friedrich, 983 F.2d 1396, 1400 (6th Cir. 1990)] およびメレディス対メレディス [Meredith v. Meredith, 759 F.Supp. 1432, 1434 (D.Ariz. 1991)] を参照する。1 点目には解決の手掛かりがある。家族がスイスに渡る前、子の常居所がコロラド州であったことに異論はない。子の常居所がコロラド州からスイスに移った場合、連れ去りは不法であり、スイスの裁判所が監護の問題を扱う。子の常居所がコロラド州のままであれば、連れ去りは不法ではなく、監護はコロラド州で決定される。本件の事実のもと、当職は、子の常居所はコロラド州であり、スイスには移ることはなかったため、不法な連れ去りはなかったと考える。

「常居所」という言葉は、条約または条約を実施する連邦法では定義されていない。これについては同文献、およびフェダー対エヴァンス-フェダー [Feder v. Evans-Feder, 63 F.3d 217, 222 (3d Cir. 1995)] を参照する。

したがって、子の常居所の決定は、事実に基づいてケースバイケースでなされる決定である。これについては、ウィプラニク対上級裁判所 [Wipranik v. Superior Court, 63 Cal.App.4th 315, 321 (Cal.App. 1998)] を参照する（「概念が固定されず流動的であり、事実に基づいたものであることが明らかに意図されて

いる)。この概念は慣習法の「居住地」と同義ではない。これについては、ベイツの件 [Bates, No. CA 122/89. 1, 10, High Court of Justice, United Kingdom, (1989) (www.hiltonhouse.com/cases/Bates_uk.txt)] を参照する。条約のもと、子は同時に一つ以上の常居所を有することはできない。

父親がスイスでのサバティカル休暇のため、1998年8月1日に両当事者がコロラド州を出たとき、子の常居所はコロラド州であった。母親と父親は1991年からコロラド州に住んでおり、S.M.はコロラド州で生まれた。両当事者はコロラド州と重要なつながりを確立している。「常居所」という言葉は、締約国にただ物理的に存在している以上のものを暗示する。よって、両親と子が一時期スイスに物理的に滞在していたという事実は、それ自体で、または自動的に子の常居所がコロラド州からスイスに移ったとことの説得にはならない。

法律では子の常居所の決定において子に注目することが必要とされるが、本件においては、未成年の子はまだ2歳であり、子が自身の常居所についてどのように感じるか、意味のある独立した表明はできないうえ、子には常居所を決定する力もない。そのような場合、両親が公言した意図と行動が、「常居所に必要とされる目的をめぐる決着の度合い」として必要な度合いを成しているかを判断するため、それらを検討しなければならない。これについては、ベイツの件 [Bates, No. CA 122/89]、ロビンソンの件 [In re Robinson, 983 F.Supp. 1339 (D.Colo. 1997)] 参照をする。さらに、常居所の決定にあたっては、片方の親の将来的な意図ではなく、両親の行動に注目しなければならない。これについては、フリードリヒの件 [Friedrich, 983 F.2d at 1401] を参照する。

証拠では、スイスに到着してわずか2か月後の1998年10月1日、両親はドイツ、ゼッキンゲンにあるアパートを1998年11月30日まで賃貸したことが示されている。父親、母親、子は週に4日、スイスに通った。スイスでは父がバーゼル大学で教え、母が派遣雇用につき、子が託児を利用していた。この2か月間、両当事者は毎週3日をドイツで過ごしていた。スイスには雇用と託児の目的のためだけに週4日行っていた。夜は毎日ドイツで過ごした。解決の手掛かりではないが、両当事者がドイツで2か月を過ごした事実は、スイスが子の常居所となったという主張に沿っていない。子と両親がコロラド州を離れてスイスに住んだのは、合計205日中104日間であった。残りはドイツでの居住または欧州の他の場所での休暇に費やされた。

子の常居所を決定するにあたり、締約国における居住期間は考慮の要因となる。

これについては、モーゼス対モーゼス [Mozes v. Mozes, 19 F.Supp.2d 1108, 1115 (C.D. Ca. 1998)] を参照する。外国に無期限に滞在することが意図された場合、子の常居所は通常はその外国となる。これについてはフォールズ対ダウニー [Falls v. Downie, 871 F.Supp. 100, 102 (D.Mass. 1994)]、レヴェク対レヴェク [Levesque v. Levesque, 816 F.Supp. 662, 666 (D.Kan. 1993)] を参照する。しかし、限られた一定期間の滞在が意図されている場合、とくに 1 年未満の場合、裁判所は新たな常居所が確立されたと見なすことに消極的であった。これについては、S (未成年者) の件 [In re. S (Minors), F.L.R. 70 (UK 1994) (www.hiltonhouse.com/cases/Inres3_uk.txt)] を参照する。

当職は、両当事者共通の意図は、父親のサバティカル休暇で定義される限られた期間、スイスに滞在することであったと考え、断定する。父親の教員としての任務は 1999 年 2 月に満了しているが、父親のサバティカル休暇は 1999 年 3 月 31 日に終了している。バーゼル大学における父親の任務は、客員教授として 1 学期間教えることであった。父親は、サバティカル休暇終了時にコロラド州に戻り、教員としての任務を再開するという内容で、終身教授として勤めた*との契約に署名した。父親はスイスでは教員としての常勤職を求めなかった。スイスにいる間、両当事者は実際には 4 か月、または 104 日間しかスイスに住まず、その期間はバーゼル大学が家具を提供した住居を賃貸していた。二人はコロラド州の自宅を売却したが、帰国後さらに大きな新しい家を購入するつもりだった。こうした意図は、二人がコロラド州に家具と自動車を保管した事実、ならびに子が米国の旅券と往復航空券でスイスへ渡ったという事実にも表れている。母親は、父親がオーストリアで退職するつもりだったと主張するが、そのような意図を裏付ける説得力のある証拠はない。さらに、父親は 10~15 年以内にオーストリアでも、他の地域でも退職するつもりはなかったことについて、信頼のおける証言をしている。

スイスに残るつもりだったという母親の証言は、本件の他の証拠と合わせて考えると、信頼できるものではない。母親はドイツ人で、ドイツの旅券を保持している。子ども同じくドイツの旅券を保持している。母親はドイツに家族と親友がおり、スイスに親戚はいない。母親も父親もスイス国民ではなく、どちらもスイスの旅券は保持していない。サバティカル休暇中、母親は何度かドイツを訪れた。最終的に、子の託児を行っていた Frau Habegger 氏が宣誓供述書で行った、母親が 1999 年 1 月に次の夏にドイツへ転居するつもりであると話していたという証言は、母親の証言とは直接食い違っており、母親の真意については説得力がある。

父親は 1999 年 2 月 21 日に未成年の子と共にコロラド州に戻った。父親がサバティカル休暇を短縮した事実は、常居所の問題に関し、当裁判所に対して説得力を持たない。なぜなら、子の常居所がコロラド州からスイスに移ったことは一切なかったためである。父親は、ドイツまたはスイスの裁判所で監護権の問題が審理された場合、子との接触を拒否されることが心配だったと証言した。サバティカル休暇中、父親と母親はどちらも、婚姻関係の問題が原因でヨーロッパの法廷弁護士にそれぞれ助言を求めている。この証拠は、二人の結婚がうまくいかず、どちらもそれぞれ子の監護権を懸念していたことを示すにすぎない。

また、条約に基づいて決定されたサバティカル関連の事例数件にも納得させられた。これらの事例では、本件と同様に、二人とも出身国に戻る意図でサバティカル休暇先に到着している。しかし、サバティカル休暇中のどこかで、当事者の一方の考えが変わり、新たな国に居残る意図を直接または間接的に表明している。これについては、S (未成年者) の件 [In re S (Minors), F.L.R. 70]、ストールヴィーク対ストールヴィーク [Storvik v. Storvik, Calif. Super. Court, No. FL 047219 (1995) (www.hiltonhouse.com/cases/Storvik_California.txt)] を参照する。ストールヴィークの件と S の件ではどちらも、裁判所が子の常居所が出身国のままであるとし、また片方の親が一方的に居場所を変えても、サバティカル中も子の常居所は出身国とするという当事者同士が確認した意図を変える理由にはならないとした。これについては、ストールヴィークの件 [Storvik, No. FL 047219] (「片方の親の一方的な意図で、子の常居所を変えることはできない」)、ポナト対ポナト [Ponath v. Ponath, 829 F.Supp. 363 (C.D. Utah 1993)]、モーゼスの件 [Mozes, 19 F.Supp.2d at 1115] (「子の常居所が変わったことを示すためには、両親が相互に合意した新たな法廷地が必要であり、その子が新たな法廷地に定着している必要があることが法律で定められている」) を参照する。

本件では同様に、スイスへの出発にあたり、両当事者には共にコロラド州に戻る明確な意図があった。サバティカル期間中のある時期に、母親は考えが変わり、コロラド州に戻らないという個人的な意図を形成した。実際、証拠により、彼女が新たに形成した意図は、ドイツに移ることであったことがわかっている。このような居場所の一方的な変更により、スイスを子の新たな常居所とすることはできず、とくに、本件のように証拠によって、父親は子がスイス、さらに言えばドイツに滞在することを決して黙諾してはいないことが示されている場合はなおさらである。これについては、S (未成年) の件 [In re S (Minors) F.L.R.

70]、ストールヴィークの件 [Storvik, No. FL 047219]、A と相手 (未成年者) の件 [In re A and Another (minors). 1992 1 All ER 929, CA (1992) Fain. 106、www.hlltonhouse.com/cases/Inrea2_u.ktxt] を参照する。本件のように、家族が外国に 1 年未満の一定期間、具体的に定められた目的のために滞在するサバティカルの状況では、片方の親の一方的な意図の変更は、未成年の子の常居所を移す理由として不十分である。逆にこれが常居所を変える理由として十分だとした場合、長期に渡る外国旅行や学術および職業上の向上を図るための一時的な国外雇用に対する意欲が失われ、政策上にも多大な支障が生じる。

スイスの法律に基づき、父親が 1999 年 2 月 21 日にコロラド州に戻った際に、両当事者とも正式な監護権を有していたことを当事者が明記しており、当職もそのような見解と結論である。確かな証拠と適用法に基づき、母親は、証拠の優越により、子の常居所が父親と子の帰国前にスイスに移っていたことの立証責任を果たすことはできなかったと考え、そのように結論づける。当職は、1999 年 2 月 21 日の子の常居所は、コロラド州であることに変わりはないと断定する。よって、コロラド州への子の連れ去りは、不法ではなかった。条約第 3 条および実施のための連邦法のもと、監護権の訴訟を扱う適切な法廷地は、コロラド州アラパホ郡地方裁判所とする。よって、スイスへの子の返還は命令しない。また子の返還申立てを不受理とする。この結論をもって、条約適用に関する当職の分析を終える。しかし、不法な連れ去りではないという当職の判決は、最終的な監護の問題に影響を与えるものではない。当職の決定は、スイスの裁判所ではなくコロラド州の裁判所が、監護に関する最終的な決定を下すことを定めるものに過ぎない。

よって、裁判所は、子の返還申立てを不受理とし、訴えを棄却する。したがって、コロラド州アラパホ郡での訴訟の停止を解除する。

1999 年 8 月 30 日 コロラド州デンバー
裁判所
判事 Lewis T.Babock
